

評議員及び役員の報酬に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人さくら（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十二条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第六条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の支給)

第3条 評議員及び役員は、無報酬とする。

(公表)

第4条 この法人は、この規定を持って、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。